

平成30年 月 日

市川市長職務代理者
市川市副市長 佐藤 尚美 様

市川市住居表示審議会
会長 朽木 量

住居表示実施区域のブロック化及び実施順について（答申）案

本審議会は、平成29年11月1日付けの諮問に応じ、昭和58年3月に「住居表示を実施する区域」として議決された区域のブロック化及び実施順に関し、慎重に審議した結果、下記の実施順で別図のとおり区域をブロック化して実施されるよう答申する。

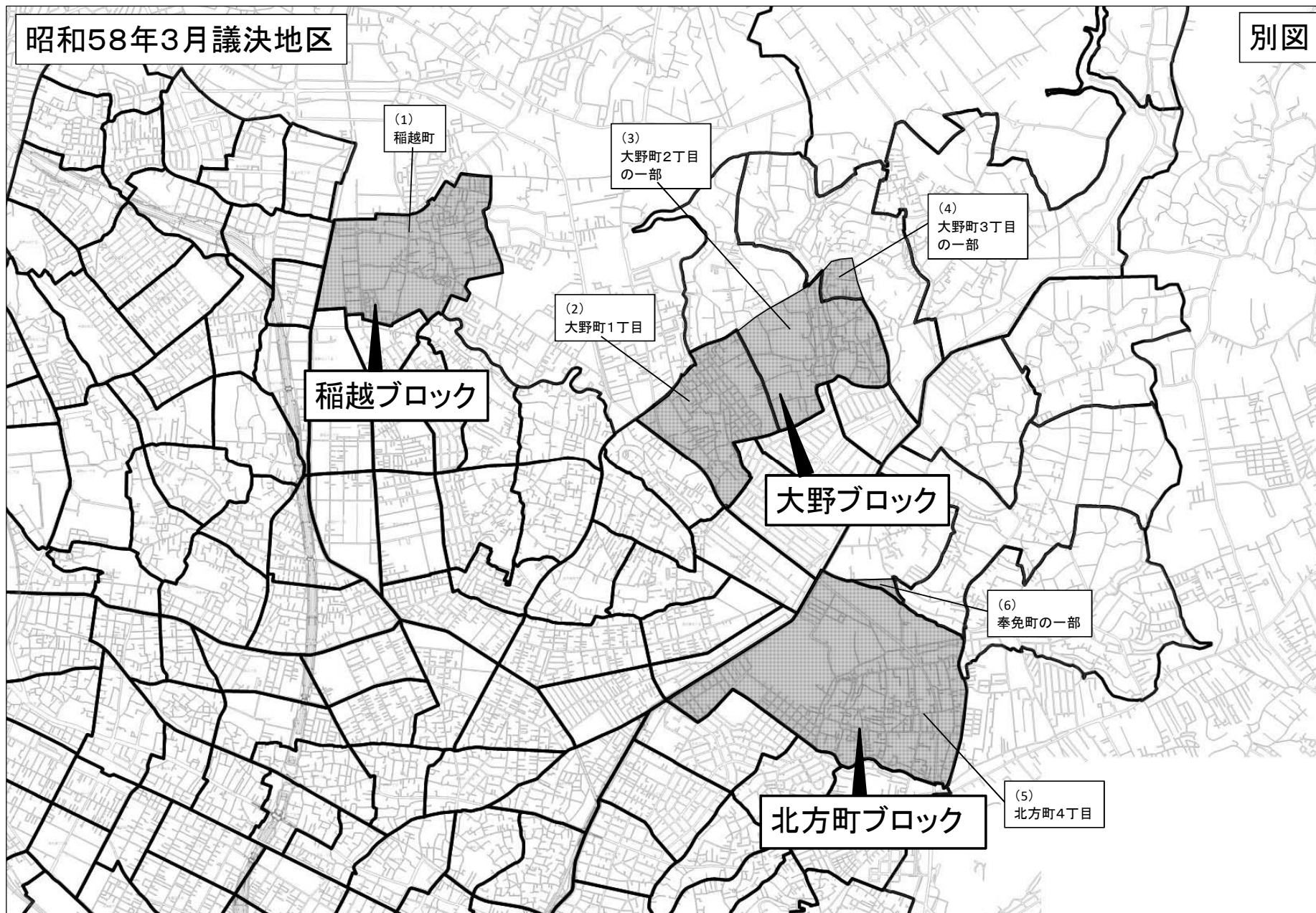
記

1. 実施順の1番目は、〇〇ブロックとし、範囲は〇〇〇〇〇とする。
2. 実施順の2番目は、〇〇ブロックとし、範囲は〇〇〇〇〇とする。
3. 実施順の3番目は、〇〇ブロックとし、範囲は〇〇〇〇〇とする。

答申書は、基本的には上記のような形式になるかと思えます。
そのうえで、例えば、実施に際して要望等を付け加える場合は、2枚目の下線部のようになるかと思えます。

昭和58年3月議決地区

別図



市川 第 20171005-0200 号
平成 29 年 11 月 1 日

市川市住居表示審議会

会長 朽木 量 様

市川市長 大久保 博

住居表示実施区域のブロック化及び実施順について（諮問）

昭和 58 年 3 月に「住居表示を実施する区域」として議決された

いなごしまち 稲越町 全域、おおのまち 大野町 1 丁目全域、おおのまち 大野町 2 丁目一部区域、おおのまち 大野町
3 丁目一部区域、ぼっけまち 北方町 4 丁目全域、ほうめまち 奉免町 一部区域については、
未だ住居表示の実施には至っていない状況にあります。

つきましては、住居表示を実施するため、別図のとおり、区域の
ブロック化及び実施順について、ご審議していただきたく、市川市
住居表示審議会条例第 2 条の規定に基づき貴審議会に諮問します。